

## 火災予防上の命令を受けている防火対象物一覧表

令和3年1月1日 現在

防火対象物の 所在地・名称	宮城県気仙沼市田谷 10 番地 12 株式会社本山設備機材
命令を受けた者	株式会社本山設備機材 代表取締役 本山 伸一
命令事項	平成 31 年 3 月 26 日までに、上記防火対象物（少林寺拳法道場の部分を除く）について、次の事項を履行すること。 1 消火器具を技術上の基準に適合するよう設置すること。 2 自動火災報知設備を技術上の基準に適合するよう設置、及び改修すること。 3 2階及び4階に誘導灯を設置すること。また、1階及び3階に誘導標識を設置すること。
命令発令日	平成 30 年 12 月 25 日
所轄消防署	気仙沼消防署